

感震ブレーカー設置促進にかかる総務企画委員会への説明資料

1. 感震ブレーカー普及促進の経緯

令和6年1月1日石川県で発生した能登半島地震をきっかけに、これまでの大震災で発生した火災の多くは電気が原因であったことから、国を挙げて感震ブレーカーの普及を進めていくこととなりました。

感震ブレーカーとは地震の発生直後に、収容物の散乱やパニック等に陥ることで電気器具のコンセントを抜いたり、分電盤のブレーカースwitchの切断操作が困難となる状況下でも、家人に代わって電気遮断を行ってくれる安全装置です。

2. 名張市における取組み

令和3年から市公式ホームページで感震ブレーカーを案内していましたが、さらに普及促進を推し進めるため火災予防条例を改正し、それまで消防本部内で組織していた「住宅用火災警報器設置促進委員会」を廃止し、令和8年4月1日から市役所各関係室を含む「住宅防火対策推進会議」を立上げました。それに伴い、これまでの住宅用火災警報器に加え、感震ブレーカーの普及促進を含む住宅防火全般について取り組んでいくこととなりました。

具体的な施策として、これまでと同様に、消防本部での街頭啓発や広報を行いつつ、市関係室の窓口に感震ブレーカー等のチラシを置き、来庁された市民への説明や、各執務の出向業務の機会にもチラシの手渡しや説明を行う等の協力体制を敷いています。

なお、令和8年7月9日時点で感震ブレーカー設置の補助制度を設けているのは、三重県下で4市(亀山市・松阪市・志摩市・熊野市)、1町(北牟婁郡紀北町)となっています。

3. 感震ブレーカーの補足説明について

感震ブレーカーには4つのタイプがあり、金額や機能に差異があります。三重県下で補助制度を設けている自治体でも、補助対象(高齢者や障がい者など)や補助内容(金額や現物支給など)は様々です。

参考までに、名張市では、類似の住宅用火災警報器設置にかかる助成を行っています
が、所管は福祉こども部 障害福祉室で、身体障害2級又は知的障害2級以上の者が属する世帯が対象、基準額は 15,500 円となっています。

三重県内 各市町の感震ブレーカー設置にかかる補助制度について(令和8年7月9日時点)

市 町 村 名	補 助 ・ 支 給 の 内 容	対象要件	担当部局
亀 山 市	①「亀山市自主防災組織に対する防災資材支給要綱」に基づく現物支給 →1自主防災組織につき100万円相当を限度として、1回限り支給する。 ②「亀山市自主防災組織に対する防災資機材等補助金交付要綱」に基づく補助金交付 →1自主防災組織に対し、補助金の額は、防災資機材の購入及び修繕に要する費用に相当する額の合計額の2分の1に相当する額(15万円を超える場合は、15万円)とする。	自主防災組織	市防災安全課
松 阪 市	地域主体である自主防災組織が配備する感震ブレーカーに対し、防災資機材整備費から助成対象金額の2分の1(上限6万円)を支給する。	自主防災組織	松阪市防災対策課による補助は松阪市内のみを対象 ※多気・明和の担当部局は不明
志摩市	①65歳以上の高齢者のみ、②身体障がい者の属する、③知的障がい者の属する、④精神障がいの属する、⑤市長が特に認める、のいずれかに属する世帯(者)のうち、応募者100件に対し、以下の感震ブレーカー(現物)を無料で支給する。 ※支給内容…100件(コンセントタイプ、簡易(バネ式)タイプ各50個)で、1世帯当たり1個申請件数に達した時点で終了	応募世帯(者)	市防災危機管理課
熊野市	高齢者のみの世帯、障がい者等の各種要件に該当する者を対象に、市が購入した簡易型感震ブレーカー(重り型)を、有償(1,000円負担)で配布、取付けを行う。	高齢者、障がい者等の各種要件	市防災対策推進課
北牟婁郡紀北町	管轄市在住者で簡易型感震ブレーカーを設置した住民に対して、上限を3,000円とした補助金制度あり。 ※紀北町ホームページに案内なし	※詳細規定は不明	防災危機管理課

上記内容については、令和8年7月9日開催の三重県予防担当課長会議にて、各市町から情報提供されたものです。

今すぐ
対策を!

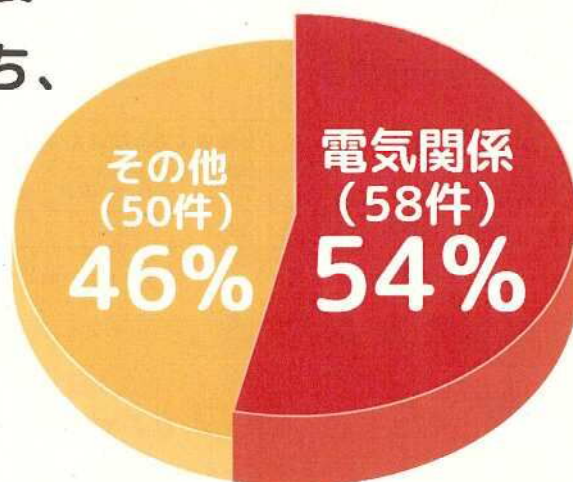


地震による 電気火災 対策を!

かん しん 感震ブレーカー が効果的です!

東日本大震災における本震
による火災全111件のうち、
原因が特定されたものが
108件。

そのうち過半数が
電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください! ▶



地震が引き起こす電気火災とは？

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

⚠「電気火災の事例（その1）」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。

▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。

▶ 紙類に着火、火災が発生。



⚠「電気火災の事例（その2）」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。

▶ 通電の瞬間、コードがショート。

▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03)-3501-1742
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikaisaitaisaku/index.html>

お問合せ先 名張市消防本部予防室 0595-63-1412
伊賀市消防本部予防課 0595-24-9105

地震時等の電気火災を予防できる 感震ブレーカーをつけましょう!

ぼうさい
応援キャラクター
なまぽ～
好きな言葉は
「備えあれば
患いなし」



大きな地震のあとには、電気に起因した火災が多く発生しています

東日本大震災における
火災の発生原因



参考) 日本火災学会誌
「2011年東日本大震災火災等調査報告書」より作成

ケース1 家を留守にしているとき



外出時に地震発生…
家には誰もおらず、
どうなっているか心配…

そのころ、自宅では…

揺れにより
電気ストーブが
スイッチオン状態に。
洗濯物が電気ストーブに
覆いかぶさり着火!



ケース2 停電後、復電するとき



停電状態となり、
対処に追われる

復電すると…

半抜けになっていた
コンセントから
火花が発生。
周囲の可燃物、ホコリ
などに着火!



対策は感震ブレーカーで

「感震ブレーカー等^(※1)」は、震度5強相当以上の揺れを感知した際^(※2)に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

感震ブレーカー等の設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。また、家電製品や電源ケーブルなどの安全を確認した後に復電できるため、安心して電気の使用を再開できます。

※1 アンペアブレーカーや漏電ブレーカーと異なります。 ※2 ブレーカー遮断までの時間や作動する震度を変更できるタイプもあります。詳しくは各社ホームページをご参照ください。

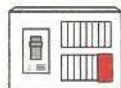
感震ブレーカー等の電気遮断範囲

家中の電気を一括遮断

接続した機器のみを遮断

分電盤タイプ

「内蔵センサー」で
遮断^(※3)



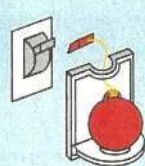
感震装置が
内蔵されたもの



感震装置が
外付けされたもの

簡易タイプ

「おもり落下」で
遮断



「バネ作動」で
遮断



「内蔵センサー」
で遮断^(※4)



コンセントタイプ

「内蔵センサー」
で遮断



※3 主幹ブレーカーにセンサーが内蔵されている仕様。または、盤内外に設置した、センサーが内蔵された線路と主幹ブレーカーを専用電線で接続し、震動・漏電信号を送ることで主幹ブレーカーを動作させる仕様。

※4 住宅に形成されているアース回路に対して、意図的に漏電を発生させることで住宅盤の主幹ブレーカーを動作させる仕様。

感震ブレーカー等の設置を推進するためのルール整備が進んでいます

✓ 感震ブレーカーは、延焼危険性や避難困難度が特に高い「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域^(※5)」及び「防火地域・準防火地域^(※6)」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。

✓ 内線規程^(※7)において、感震ブレーカー（分電盤タイプ）の「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅等及び「防火地域・準防火地域」の住宅等への設置が勧告的事項、それ以外の住宅等への設置が推奨的事項となっています。

※5 地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に優先的に取り組むべきとして自治体が指定した地域のことです。
(詳細については、大規模地震時の電気火災抑制策の方向性について(報告)(平成30年3月)を参照してください。)

※6 都市計画法に基づく「防火地域・準防火地域」のことです。

※7 「内線規程」とは、電気需要場所における電気設備の保安を確保することを目的として作成された民間規格です。

設計、施工についての技術的な事項をすべて包含し、これをわかりやすく記述したもので、(一社)日本電気協会需要設備専門部会において作成されました。

感震ブレーカー等の選び方

ご家庭にどのタイプが合致するか以下のフローチャートを目安に検討してみましょう。

※下記フローチャートは各タイプの推奨順を示すものではありません。

スタート
START

自宅の分電盤に感震ブレーカーがついているか？

分電盤は、住宅の玄関、廊下、洗面所、キッチンなどに設置されることが多いです。ご自宅の分電盤には感震機能がついているか、「感震機能付住宅用分電盤・感震装置認定品リスト」を参照してご確認ください。

確認方法

- ①住宅用分電盤に感震装置がついているか
 - ②住宅用分電盤の近傍に増設型の感震ブレーカーがないか
- 感震機能付住宅用分電盤・感震装置 認定品リスト（最新版）



ついている

ついていない

NEXT STEP

- 製品の取扱説明書の記載に沿って動作確認をしてみましょう。
- 下部に記載しました「事前対策・留意事項」をご確認ください。

自宅に災害時でも電気を止めてはいけない機器があるか？

「ある」 バッテリーを備えていない医療用機器を使用しており、
人の例 急に電気を遮断することが命に関わる方 など

ない

分電盤の買い換え/機能追加ができるか？

「できる」 人の例 持家の方（非賃貸）、住宅購入を検討中の方など

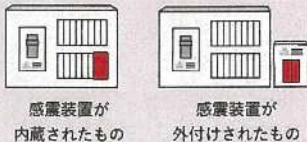
できる

できない

ある

分電盤タイプ

「内蔵センサー」で遮断



特徴

感震装置が分電盤に内蔵されたもの、外付けされたものに大別される。センサーが揺れを検知し、主幹ブレーカーを落とすことで家中の電気を一括遮断する。

NEXT STEP

安心できる工務店・メーカー等に相談してみましょう

分電盤タイプが思ったより高額で手が出ない…
住宅分電盤に感震装置が追加できない…
こういった場合は簡易タイプ・コンセントタイプも検討してみましょう

簡易タイプ

「おもり落下」で「パネ作動」で遮断



特徴

分電盤に直接設置する。おもりの落下、パネの作動によって主幹ブレーカーを落とすことで家中の電気を一括遮断する。

NEXT STEP

メーカーの製品を見て購入を検討してみましょう

（一財）日本消防設備安全センターによる

簡易タイプ

コンセントタイプ

の推奨品はコチラ

※自治体で感震ブレーカーに関する補助を行っている場合があります。詳しくは、お住まいの自治体ホームページ等をご確認ください。

コンセントタイプ

「内蔵センサー」で遮断



特徴

コンセントに設置する。内蔵されたセンサーが揺れを検知し、機器に接続した電熱器具等のみを対象に電気を遮断する。

NEXT STEP

メーカーの製品を見て購入を検討してみましょう

事前対策・留意事項

感震ブレーカー等の設置に際しては、急に電気が止まっても困らないための対策と合わせて取り組む必要があります。

- ・生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- ・夜間の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備しましょう。

耐震対策等と合わせて取り組むとさらに効果的です。

- ・遊離路の確保等のために、建物の耐震化や家具の転倒防止等に取り組みましょう。
- ・復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行ってください。
- ・仮に復電後、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行きましょう。原因が分からない場合には電気の使用を見合わせる必要があります。
- ・定期的な動作性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行きましょう。
- ・蓄電池を設置した住宅については、感震ブレーカーを設置した場合であっても、通電する仕様となっている場合があります。地震発生時に蓄電池から供給される電気についても停止することが望ましい場合がありますので、ご注意ください。

内閣官房



内閣府



FDMA 総務省消防庁
消防防災官庁



経済産業省



国土交通省

このチラシに関するお問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）TEL：03-5253-2111（大代表）

ホームページ：https://www.bousai.go.jp/jishin/kanshin_breaker.html

詳しくは
コチラ

